

～園児の健康観察～

▶ 目的：施設内での感染症の早期発見

＜利用開始＞過去にかかった感染症や予防接種（定期・任意）の実施について確認し、記録を保管しておく。（健康調査票）



＜毎日＞担当者は、症状の有無、排泄の状況、食事の摂取状況等について観察を行い、医療機関へ受診した場合は、診断結果や治療内容も確認しておく。欠席理由も確認する。（健康調査の日報）



看護職や医務担当者等に情報を集約し全体の状態を把握できるようにする。

～職員健康管理～

▶ 目的：施設内での感染症の早期発見

①職員の就職時の健康診断や定期健康診断の実施については、職員に周知し受診を働きかけ、結果は記録してください。

②朝礼や申し送りの時に健康状態の確認を行い、本人が体調について自己申告しやすい環境を作ってください。

③体調不良時には、早めに医療機関に受診し、おう吐、下痢などの胃腸炎症状がある場合は休みをとるなど、利用者や他の職員に感染させないように、必要な措置をとることが必要です。

④職員が体調不良で休んだ場合は、発症時期とその時の症状、現在の症状を確認してください。

病原体の運び屋にならない

～手洗い～

- ▶ 目的：手指を介した二次感染の予防

用便後、排泄物の処理のあと、調理や食事の前には必ず手洗いを行います。

<手洗いの基本>

食事の前、用便後には石けんと流水で丁寧に手を洗う。

手洗い後の手拭用タオルは共用せず、ペーパータオル等を使うか、個人用タオルを利用する。

水道の蛇口は洗う前の手で触れているので、手と一緒に洗うかペーパータオルを利用して蛇口を締める。

～施設や身の回りの物の清潔・消毒～

日常の清掃

きれいな布で水拭きすることで清潔を保ちましょう。

消毒

蛇口、ドアノブ、手すり、トイレ等多数の人が触れる箇所

消毒
0.02%次亜塩素酸ナトリウムに浸した布などで拭く。

10分後に水拭きする。

プラスチック製、木製おもちゃ

水洗い

消毒
0.02%次亜塩素酸ナトリウムに浸した布などで拭く。または漬け込む。

10分後に水洗い、乾燥

～感染症の「疑い」 のある子どもを発見した場合～

- ▶ ①子どもの症状等を的確に把握し、容態の変化等について記録することが大切です。→ 子どもの病気の早期発見と迅速な対応は、重要です。子ども一人一人の体調の変化に早く気づき、適切なケアをすることは、病気の重症化や合併症を防ぐことにつながります。
- ▶ ②必要時、嘱託医等に相談して指示を受ける。
- ▶ ③医務室等にて他児との接触がないよう配慮する。
- ▶ ④保護者と連絡を密にとり記録をもとに、症状や経過を正確に伝えます。保護者からは、医療機関での受診結果を速やかに伝えてもらいます。

～子どもの感染症への罹患が 「確定」された場合～

- ▶ ①子どもの健康状態の把握や二次感染予防について職員間において協力を依頼します。
- ▶ ②感染拡大防止のため、保育所における手洗い、排泄物・嘔吐物の処理方法を徹底して実行します。さらに、園内の消毒の頻度を増やす。
- ▶ ③感染症の発生について、施設長の責任の下、記録に留めることが重要です。
- ▶ ④周囲への感染拡大防止の観点から回復時の登園基準を保護者に説明する。（登園基準が必要であることについて、普段から保護者に対し十分に説明し、理解を求めておきます。）**感染症連絡票**が必要であることを周知し、必要に応じて提出を求めます。